

18-8 洪水ハザードマップ

国土交通省では、全国各地で毎年のように発生している洪水氾濫を現象させるため、治水施設の整備を進めています。その整備水準は決して高いとは言えず、また、完成迄には長い年月を必要とします。そこで、万一、洪水により氾濫が生じた場合でも、被害を出来るだけ少なくするため、事前に地域住民に対して河川の氾濫に係る「情報の開示と共有」を図るといふソフト面での対策が重要と思われれます。この目的に沿って作成されたものが洪水ハザードマップです。



図18-8-1 洪水ハザードマップ

現在の災害対策基本法は大規模な災害に対し、関係機関が相互に連携して災害に対処するようになっていますが、この法律が制定された契機となったのは、昭和34年9月の伊勢湾台風でした。この災害は、河川の増水と予想を超える高潮、また、それまで名古屋市は台風コースでない（台風はそれる）と信じて、ほとんど何の備えもしていなかった周辺住民を襲い、実に5098名にも及ぶ死者・行方不明者を出しました。

昭和24年に制定された水防法もその以前に続いた昭和22年のキャサリン台風（利根川を決壊させた）、昭和23年 アイオン台風、昭和24年は台風の当たる年で、デラ、キティ、ジュディスなどの台風が相次いで来襲するなど水防に対する体制整備が急務であったためです。

しかし、戦前より前の時代（古くは江戸以前から）は、災害被災者を財政面で支援するのが国の役割でしたが、戦後、相次ぐ災害（南海地震など）と戦後台頭してきた科学主義的な風潮とも相まって、天災と考え、あきらめるのではなく、災害は人々（あるいは政府）が対策をとらず放置した結果起きる人災だとする考え方への転換です。

要するに、①災害の頻発が救援活動や防災対策の問題点・課題を明確にしたこと。②研究者が、それらの災害が実は天災ではなく、人災であると強く主張したこと。③この学者等の主張をマスメディアが積極的に報道した結果、人災論が国民全体の共通認識になったこと。④一般選挙で選出された議員が国会等で、被災者や学者等の要求をベースに防災対策の充実を求めたこと。

といった4つの要因が絡み合い、戦後、防災対策は進展していくことになりました。そして、先に述べた伊勢湾台風災害がきっかけとなり、災害対策の統合化・体系化が測られるようになったのです。

そして、平成5年1月の阪神・淡路大震災がきっかけで、その防災体制の弱点があらためて浮かび上がり、危機管理における強いリーダーシップ、関係機関との連携、調整の更なる強化などが、法改正につながり、現在にいたっています。